

環保第 2 5 9 8 号

平成 27 年 3 月 25 日

大阪府環境審議会
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一郎



トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しについて(諮問)

標記排水基準の見直しについて、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 1 条第 1 項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 1 0 3 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

トリクロロエチレンについては、平成26年11月17日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、それまでの0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に見直されました。

この見直しを踏まえ、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」の上乗せ排水基準及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。